

# 経 済 要 録

## 国 内

### ◇経済運営5か年計画について

経済審議会(平岩外四会長)は、昨年11月以降新経済計画(計画期間 昭和63~67年度)の策定を進めてきたが、同総会は、5月23日、「世界とともに生きる日本—経済運営5か年計画」と題する計画案を了承し、同日総理大臣あて答申した。これを受けて政府は、5月27日、原案どおり経済運営5か年計画を閣議決定した。

同計画の概要は以下のとおり。

#### 第1部 わが国の課題と政策運営の基本方向

##### 第1章 わが国の位置づけと課題

対外不均衡を縮小するとともに、世界への貢献を高め(第1節)、経済発展の成果を国民生活の質的向上に結びつける必要がある(第2節)。

##### 第2章 政策運営の基本方向

わが国が直面する三つの課題(①大幅な対外不均衡の是正、②豊かさを実感できる国民生活の実現、③地域経済社会の均衡ある発展)は、内需主導型経済構造への転換・定着を実現することによって同時に達成可能である(第1節)。そのため、①経済社会の枠組みの見直し、②行政改革の推進、③財政運営と税制改革、④経済社会の基盤整備、を図る(第2節)。

あらゆる課題について、「世界とともに生きる日本」という視点に立って政策を運営する(第3節)とともに、①経済社会の制度、仕組みの大胆な変革等によって、内なるフロンティアを期待し、②諸外国との交流、世界への貢献を増大させ、わが国の潜在的活力を発揮・展開する(第4節)。

#### 第2部 重点課題への対応

##### 第3章 豊かさを実感できる多様な国民生活の実現

経済力を有効に活用し、豊かさを実感できる多様な国民生活を実現するため、①土地対策の推進

と住生活の充実(第1節)、②労働時間の短縮と自由時間の充実(第2節、完全週休二日制の普及、週40時間労働制の実現と年間総労働時間を1,800時間程度に向け短縮)、③物価構造の是正と消費生活の充実(第3節、物価の安定に加え内外価格差の縮小を目指して物価構造を是正)を図る。

#### 第4章 産業構造調整の円滑化と地域経済社会の均衡ある発展

産業構造調整を円滑化する(第1節、新規産業の創出、国際化時代にふさわしい農林水産業政策の推進)とともに、地域経済社会の均衡ある発展(第2節、中枢都市等を核とした広域経済圏の育成、「東京問題」への対応)を図る。

#### 第5章 対外不均衡の是正と世界への貢献

対外不均衡の是正を図る(第1節、市場アクセスの一層の改善、海外直接投資の推進)とともに、世界経済に積極的に貢献する(第2節、貿易・直接投資を通じる貢献—GATT ウルグアイ・ラウンドに積極的に参加、ODAの対GNP比率の着実な改善、国際通貨体制の安定への貢献と金融・資本市場の自由化・国際化)。

#### 第3部 発展基盤の確立

##### 第6章 経済社会の基盤整備

社会資本整備の基盤整備(第1節)、安定し安心できる国民生活の形成(第2節)、教育・文化環境の整備、科学技術の振興等(第3節)を図る。

##### 第7章 規制緩和の推進

経済成長の成果の国民生活への活用(第1節)、産業構造調整の円滑化と地域活性化(第2節)、より開かれた市場の育成(第3節)を図る。

##### 第8章 財政・金融政策の運営

今後の財政運営にあたっては、財政再建と内需拡大の両立を目指す(第1節)。税制改革については、課税の公平、中立、簡素の基本原則の下に現行税制を抜本的に見直す(第2節)。また金融政策については、通貨価値の安定を基本としつつ、適切かつ機動的に運営する(第3節)。

## 第4部 経済の姿と経済計画

## 第9章 構造調整過程の経済の姿

	計画期間平均
実質経済成長率	3¼%程度
うち内需寄与度	4¼%程度
名目経済成長率	4¼%程度
消費者物価上昇率	1½%程度
卸売物価上昇率	0%程度
完全失業率	2½%程度 (最終年度)

## 第10章 経済計画の基本的役割とその実施

毎年、経済審議会は、内外経済情勢および施策の実施状況を点検し、随時この計画に示した展望を見直す。

## ◆金融制度調査会の「相互銀行制度のあり方について」の答申について

金融制度調査会(佐々木直会長)は、60年9月以来、当面の審議事項の一つとしてわが国の専門金融機関制度をめぐる諸問題について審議を行ってきているが、同総会は6月9日、その下部機関である金融制度第一委員会(原司郎委員長)の取りまとめた報告書「相互銀行のあり方について」を了承し、同日金融制度調査会の答申として大蔵大臣に提出した。

同答申の内容は以下のとおり。

1. 本調査会は、相互銀行制度のあり方について、昭和62年12月4日に取りまとめられた本調査会専門委員会報告(「専門金融機関制度のあり方について」)をもとに、相互銀行業界のほか中小企業者、消費者等の意見を広く聴取しつつ審議を進めてきたところである。その結果、相互銀行制度にかかる状況の変化および今後急速に進展するであろう金融の自由化・国際化を考えると、相互銀行のうち普通銀行への転換を希望するものについては、「金融機関の合併および転換に関する法律」(以下「合併転換法」という)の規定に従いこれを認めていくことが適切であると考え。他方、今後とも相互銀行としての業務を行いたいと希望するものについては、その経営判断が尊重されるべきものと思われる。

2. 合併転換法による転換にあたっては、とくに以下の点に留意すべきである。

## (1) 金融の効率化および金融秩序の維持

相互銀行と普通銀行の業務が法制面においても実際

の業務運営面においても同質化しつつあるという現状にかんがみれば、金融の自由化・国際化が進展するなかで、普通銀行へ転換したいという経営意欲のある相互銀行が各地域において既存の普通銀行と同一条件のもとで適正な競争を行うことになれば、金融の効率化に資することになり、中小企業金融および地域金融の一層の充実が図られるものと思われる。したがって、各相互銀行が顧客、職員、株主等の理解も得つつ普通銀行へ転換し、顧客サービスの向上を図ることについては、これを積極的に評価すべきものと思われる。

ただし、相互銀行が普通銀行へ転換することに伴い、いたずらに業容拡大を図るあまり既存の普通銀行との間で過当競争にはしる等金融機関相互間の適正な競争関係を阻害し、金融秩序を乱すことにならないよう留意する必要がある。

## (2) 中小企業金融への配慮

相互銀行が普通銀行へ転換することにより当該地域の中小企業金融に支障を生じないように配慮すべきである。

都市銀行等の普通銀行が中小企業金融の分野へ積極的に参入している現状にかんがみれば、相互銀行が普通銀行へ転換することにより中小企業金融に支障を生じるとは考えにくく、むしろ、既存の普通銀行との競争が活発化することを通じて中小企業金融が活性化することが期待される。各相互銀行はこのような期待に応え、普通銀行への転換後もその主要な経営基盤である中小企業者および地域社会に対する金融の充実に努力を続けることが望まれる。したがって、行政当局は、金融機関が自主的にこのような努力を払うよう適切に指導する必要がある。

## (3) 普通銀行業務の的確な遂行

相互銀行も普通銀行も金融機関として等しく公共性を持ち、その社会的責任を自覚して適切に業務を行うべきものである。また、相互銀行と普通銀行の業務が法制面においても実際上も同質化しつつあることを考えると、相互銀行が普通銀行に転換してその業務を確実に遂行できるかどうかは、基本的には、現在相互銀行として業務を的確に行っているかどうかにより判断されるべきものと思われる。

ただし、相互銀行が発足して以来40年弱の歴史しかなく、この間相互銀行の経営基盤は漸次強化されつつあると認められるものの、100年を越える歴史をもつ普通銀行と比較すれば、平均的には、各種経営指標に

若干の隔たりがあることも事実である。したがって、相互銀行が普通銀行に転換して既存の普通銀行と適正な競争を行っていくためには、これまで以上に資産の健全性確保、収益力の維持等に努力することが必要となるほか、金融の自由化・国際化に伴い増大する各種リスクへの対応力を高めることも不可欠となる。このため、行政当局は、転換後の事業計画等を審査し、このような点に十分意を配った金融機関経営が行われるよう指導する必要がある。

3. 行政当局においては、転換の認可にあたり、以上の点に留意した審査基準を作成し、転換後の事業計画等も総合的に勘案しつつ適切な審査を行う必要がある。

本調査会としては、これにより、合併転換法の規定に基づく相互銀行の普通銀行への転換が円滑に実現することを期待したい。

#### ◇金融制度調査会金融制度第二委員会の住宅ローン債権信託に関する報告書について

金融制度調査会の金融制度第二委員会(館龍一郎委員長)は、6月9日、住宅ローン債権信託の拡充のための具体的改善案にかかる報告書を取りまとめ、金融制度調査会総会に提出した。

これを受けて大蔵省は、6月10日、銀行局長通達および事務連絡を发出し、現行の住宅ローン債権信託の商品性を同報告書に基づき改善することを決定した。

同報告書の概要は以下のとおり。

#### 1. 住宅ローン債権信託の拡充

##### (1) 住宅ローン債権信託の拡充にあたっての考え方等

① 金融機関がその経営の健全性を確保しつつ住宅ローンに積極的に取組むことを可能とし、住宅ローンへの顧客のニーズに的確に応えるため、かつ、金融機関の自己資本比率の向上が喫緊の課題となっている情勢の下、金融機関の自己資本比率向上の努力を下支えする観点から、住宅ローン債権の流動化についてその早急な改善を図る必要がある。

住宅ローン債権流動化のための諸方策のうち、住宅ローン債権信託は、債務者の承諾の下に住宅ローン債権を信託銀行に信託し、信託受益権という形で流動化するものである。この方策は、住宅ローン債権の原債務者および投資家の保護に配慮しつつ、様々な住宅ローン債権を束ねこれを多様かつ多数の受益権に変換することを可能とするスキームであり、わが国において、今後、住宅ローン債権の流動化を

推進していくうえで、中核的な商品となりうるものである。

他方、住宅ローン債権信託の現行商品には、その活用が住宅金融専門会社に限定されていること等、各種の制約があり、現在のままでは、その活用に限界がある。

② 以上の諸点から、住宅ローン債権信託について、銀行等の金融機関もこれを活用しうるものとする事とその他商品性の速やかな改善を図ることが肝要である。

このための具体的方策としては、当面、現在の金融制度等を前提とし、また、原債務者および投資家の保護に十分配慮したうえで、早急な商品性の改善を図ることとし、その後、金融制度等への影響の問題を勘案して、また、住宅ローン債権信託にかかる受益権の市場の発展状況等をも踏まえて、必要に応じ、段階的に商品性の見直しを進めていくことが、現実的であり、望ましいと考える。

この場合において、これまでの住宅金融専門会社の実績について適正に配慮する必要がある。

③ なお、住宅ローン債権信託にかかる受益権の市場の迅速かつ適正な発展を期するためには、受益権の販売および流通の取扱者の範囲の速やかな拡大を図ることが望ましいとの意見があった。

(2) 以上の考え方等に基づき、当面、別添のような具体案(下表)により、住宅ローン債権信託の商品性を改善することとする。

なお、この具体案の実施後、商品設計および販売・流通の取扱いについて、金融制度等への影響の問題を勘案するとともに、原債務者および投資家の保護に配慮しつつ、また、住宅ローン債権信託にかかる受益権の市場の発展状況をも踏まえて深度ある市場の健全な育成を図っていく観点から、2年以内を目途として見直しを実施することとする。

#### 2. その他

住宅ローン債権以外の債権流動化の手法には多様な形態が存在しうるものと思われるが、それらについても、今後、銀行の健全性や金融制度等への影響といった問題点を踏まえつつ、各金融機関の創意工夫が発揮される方向で検討を進める必要がある。

## 住宅ローン債権信託の商品性改善案

項 目	改 善 案
1. 対象債権等	① 住宅ローン債権(固定金利もの)とする ② 「買戻方式」および「売切方式」とする ただし、「売切方式」については、保証会社保証付きまたは保険会社保険付きの住宅ローン債権に限る
2. 委 託 者	・住宅金融専門会社および金融機関とする
3. 受 託 者	・信託銀行とする
4. 販 売 人	・信託銀行とし、委託者(住宅金融専門会社、金融機関)が購入申込みを受けた場合には、これを信託銀行に紹介する
5. 譲 受 人	・金融市場の動向に精通した機関投資家等とする
6. 配 当 率	・当事者間で弾力的に決定する
7. 期 間	・5年超とする ただし、住宅金融専門会社については、自由とする
8. 販売単位	・1億円以上とする
9. 信託事務の一部委任	・債務者との関係事務は、委託者に委任する
10. 流通取扱い	・受託者たる信託銀行および委託者たる住宅金融専門会社、金融機関とする
11. 信託報酬等	・当事者間で決定する

◆金融制度調査会エレクトロバンキング専門委員会の「電子資金取引について」と題する中間報告書について

金融制度調査会のエレクトロバンキング専門委員会(田辺博通委員長)は、62年1月に設置されて以来、金融機械化の現状、決済機能をめぐる問題、電子資金取引に関する法律上の問題等について審議を行ってきたが、6月9日、金融機械化をめぐる諸問題のうち電子資金取引について問題点の整理を行った中間報告書「電子資金取引について」を金融制度調査会総会に提出した。

同報告書の構成は以下のとおり。

## 第1編 問題の提起

## 第1章 情報技術革新の進展と金融の変化

## 第2章 電子資金取引

## 第1節 電子資金取引の発展

## 第2節 電子資金取引に伴う主な問題

## 第2編 電子資金取引に関する法的諸問題

## 第1章 決済機能について

## 第1節 決済機能の意義と銀行の役割

## 第2節 新たな決済の態様と問題点

## 第3節 システム・リスクについて

## 第2章 電子資金取引の法的論点

## 第3章 諸外国における法制整備の現状と考え方

## 第1節 概 観

## 第2節 西ドイツにおける対応

## 第3節 米国における対応

## 第4節 英国およびフランスにおける対応

## 第5節 国際機関による取組み

## 第4章 わが国における法制整備について

## 第1節 決済機構への参加

## 第2節 電子資金取引に関する現行法制上の具体的論点

## 第3節 電子資金取引に関する法律関係の明確化

## 第3編 電子決済システムの安全性および利便性の確保

## 第1章 金融機関による機械化投資の課題

## 第2章 システムの安全対策とシステム監査

## 第3章 コンピュータシステムに関する標準化、共同化への取組み

## 第4章 その他の課題

## ◆金融先物取引法の成立および証券取引法の一部改正について

「金融先物取引法」および「証券取引法の一部を改正する法律」は、3月28日以来国会において審議に付されていたが、5月25日、成立した(5月31日公布、法律の内容は本年4月号「要録」参照)。

## ◆長期国債等の発行条件改定

政府は長期国債、政府保証債、公募地方債の発行条件を次のとおり改定し、6月債から実施した(長期国債は5月31日、政府保証債、公募地方債は6月1日にそれぞれ決定)。

## 国債等の発行条件

		変更後	変更前
長期国債	表面利率(%)	4.8	4.6
	発行価格(円)	98.00	100.00
	応募者利回(%)	5.102	4.600
政府保証債	表面利率(%)	4.9	4.7
	発行価格(円)	99.50	99.00
	応募者利回(%)	4.974	4.848
公募地方債	表面利率(%)	4.9	4.7
	発行価格(円)	99.50	99.00
	応募者利回(%)	4.974	4.848

## ◆自民党の「税制の抜本改革大綱」について

自民党は、6月14日、所得・消費・資産の間で均衡の「税制の抜本改革大綱」を党議決定した。  
とれた税体系の確立を目指すべき方向として定めた「税制の抜本改革大綱」の概要は下表のとおり。

## 「税制の抜本改革大綱」の概要

	税 目	改 正 内 容	実施時期
減	所 得 税 (国 税)	・最高税率および最低税率の引下げ(10.5～60%→10～50%) ・税率区分数の削減(12段階→5段階) ・最低税率適用課税所得の引上げ(150万円以下→300万円以下)	63年1月所得分から適用
		・基礎・配偶者・扶養3控除の一律引上げ(33万円→35万円) ・配偶者特別控除の所得要件緩和(課税所得、8百万円以下→1千万円以下)および控除額引上げ(16.5万円→35万円) ・扶養割増控除の新設(年齢16～22歳の扶養親族について控除額45万円<一般の場合35万円)	64年1月所得分から適用
	個 人 住 民 税 (地 方 税)	・最高税率の引下げ(16%→15%) ・税率区分数の削減(7段階→3段階) ・最低税率適用課税所得の引上げ(60万円以下→120万円以下)	64年度住民税から適用
		・基礎・配偶者・扶養3控除の一律引上げ(28万円→30万円) ・配偶者特別控除の所得要件緩和(課税所得、8百万円以下→1千万円以下)および控除額引上げ(14万円→30万円) ・扶養割増控除の新設(年齢16～22歳の扶養親族について控除額35万円<一般の場合30万円)	65年度住民税から適用
税	法 人 税(国 税) 法人住民税(地方税)	・基本税率の段階的引下げ(42%→64年度40%→65年度37.5%) ・中小法人に対する軽減税率の段階的引下げ(30%→64年度29%→65年度28%)	64年4月1日以降に開始する事業年度から適用
	相 続 税(国 税)	・課税最低限の引上げ(2千万円+4百万円×法定相続人数→4千万円+8百万円×法定相続人数) ・最高税率の引下げ(75%→70%) ・税率区分数の削減(14段階→13段階)	63年1月相続開始分から適用
	有 価 証 券 取 引 税 (国 税)	・株式、転換社債、ワラント債にかかる税率引下げ(株式:0.55%→0.30%、転換社債・ワラント債:0.26%→0.16%)	64年4月1日以降の取引分に適用
	酒 税(国 税)	・従価税の廃止(従量税に一本化) ・従量税における級別制度の廃止(ただし、清酒については3年間の暫定措置として級別制度を簡素化(特・1・2級→1・2級)のうえ存続)	64年4月1日から適用
	既 存 間 接 税 (国 税、地 方 税)	・消費税導入に伴い国税5税目(物品税、砂糖消費税等)、地方税3税目(電気税、ガス税等)を廃止・吸収	64年4月1日以降の取引分に適用
	消 費 税(国 税)	・年間売上高3千万円超の事業者に対し税率3%で課税(仕入高に含まれた税額は帳簿上の計算により控除)	64年4月1日以降の取引分に適用
	法 人 税(国 税) 法人住民税(地方税)	・受取配当の益金不算入割合の段階的引下げ(100%→64年度90%→65年度80%) ・外国税額控除の控除限度額圧縮 ・土地取得に伴う借入金利子の損金算入の制限(取得後4年間認めない扱いを導入)	64年4月1日以降に開始する事業年度から適用
所 得 税(国 税) 個 人 住 民 税(地 方 税) 〈キャピタルゲイン課税〉	・株式、転換社債、ワラント債の譲渡益に対し税率20%で他の所得と分離して課税(申告分離課税と源泉分離課税の選択制) <ul style="list-style-type: none"> <li>申告分離課税……譲渡益(自己申告)に対し税率20%で課税(別途個人住民税(6%)を課税)</li> <li>源泉分離課税……譲渡額の一定額(株式5%、転換社債・ワラント債2.5%)に税率20%で課税</li> </ul>	64年4月1日以降の取引分に適用	